川崎市告示第573号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第５１条の３０第２項第１号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和８年 10 月 22 日

川崎市長　福　田　紀　彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
医療法人聖育会	ＦＡＮＴＡＲＩＵＭ	神奈川県川崎市 多摩区登戸１９２７番地１ Ａｒｉｓｔｉｏ１階	計画相談支援	令和８年９月１日	1435400062